

定 款

H E N N G E 株式会社

一改定履歴一

1. 平成9年11月26日付制定（組織変更に伴う株式会社定款として）
2. 平成11年12月24日付一部改正
3. 平成11年12月27日付一部改正
4. 平成12年5月26日付一部改正
5. 平成12年12月22日付一部改正
6. 平成13年4月25日付一部改正
7. 平成13年12月4日付一部改正
8. 平成13年12月21日付一部改正
9. 平成16年12月17日付一部改正
10. 平成17年4月28日付一部改正
11. 平成18年12月25日付一部改正
12. 平成19年5月1日付一部改正
13. 平成25年12月25日付一部改正
14. 平成30年12月25日付一部改正
15. 2019年5月27日付 一部改正
16. 2019年6月30日付 一部改正
17. 2019年8月14日付 一部改正
18. 2019年9月1日付 一部改正
19. 2019年12月25日付 一部改正
20. 2022年1月1日付 一部改正
21. 2022年12月23日付 一部改正

定款

第1章 総則

(商 号)

第1条

当会社は、HENNGE株式会社と称し、英文では、HENNGE K.K.と表示する。

(目 的)

第2条

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータ・ソフトウェアの企画、開発、設計、製造、構築、運用、保守、輸出入および販売
- 2 インターネット等のネットワークを介した情報処理サービスおよび情報提供サービス
- 3 コンピュータ・システムの分析、設計
- 4 コンピュータおよびコンピュータ・ソフトウェアの導入に関するコンサルティング
- 5 コンピュータおよびコンピュータ周辺機器の企画、開発、設計、製造、輸出入および販売
- 6 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式総数は、123,080,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定める。
- (3) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料並びに株主の権利行使の手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。

- (2) 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

	(2)	前項の場合、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会)ごとに当会社に提出しなければならない。
(議事録)		
第18条		株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
第4章 取締役および取締役会		
(員数)		
第19条		当会社の取締役は、10名以内とする。
(選任方法)		
第20条		取締役は、株主総会において選任する。
(2)		取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(3)		取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期)		
第21条		取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
(2)		補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。
(取締役会の招集権者および議長)		
第22条		取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
(2)		取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知)		
第23条		取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(2)		取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(代表取締役および役付取締役)		
第24条		取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
(2)		取締役会の決議によって、取締役社長1名を定めるものとし、必要により取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の決議方法)		
第25条		取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略)		
第26条		当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を

述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役はこれに署名または記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- (2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

- 第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(3) 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
(4) 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

(任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤の監査役)

- 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

- 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

- 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- (2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

- 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- (2) 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

- 第42条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

- 第43条 剰余金の配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。
- (2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名

簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 配当財産が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。